

横浜市資事指令第5018号
令和6年6月25日

許可番号 第05620010208号

産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市西区平沼一丁目31番11号

氏名 株式会社 丸喜商会
代表取締役 高野 龍也 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 長 山中 竹春

許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効年月日

令和11年3月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- 破砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
- 熔融：廃プラスチック類 以上1種類
- 圧縮：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、金属くず 以上2種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番4

処理施設の概要

- 破砕1施設 1基（14.66 t/日）
設置年月日：平成16年3月29日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
- 熔融施設 1基（0.32 t/日）
設置年月日：平成16年3月29日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- 圧縮施設 1基（29.65 t/日）
設置年月日：平成16年3月29日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（軟質系のものに限る）、金属くず 以上2種類
- 破砕2施設 1基（1.53 t/日）
設置年月日：令和6年6月15日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
- 破砕3施設 1基（16 t/日）
設置年月日：平成16年3月29日
産業廃棄物の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上1種類

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、147.47m³以下とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年4月1日 新規許可

令和6年4月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無